

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

※3月16日現在の情報です。今後、国の動向等により変更になる可能性があります。

現在は、初回接種・追加接種・小児の接種とも対象者全てが接種可能です

追加接種 (3回目接種)	<p>対象 18歳以上で、2回目接種完了日から6か月以上経過した人</p> <p>使用ワクチン (個別接種)ファイザー社製ワクチン (集団接種)武田/モデルナ社製ワクチン</p> <p>※厚生労働省より、早ければ4月から12～17歳への追加接種を開始するとの通知がありました。正式決定があれば、市は対象者へ接種券を送付する予定です。</p>
小児の接種 (5～11歳の接種)	<p>対象 5～11歳(2回目接種は、1回目接種完了日から3週間が経過した人)</p> <p>使用ワクチン ファイザー社製小児用ワクチン</p>
初回接種 (1・2回目接種)	<p>対象 12歳以上(2回目接種は、1回目接種完了日から3週間が経過した人)</p> <p>使用ワクチン ファイザー社製ワクチン</p>

▶接種場所

各接種ごとに実施医療機関等が異なります。市ホームページや予約サイトで確認またはコールセンターまでお問い合わせください。

▶接種券

各接種とも、予約には接種券が必要です。対象者へはすでに接種券を送付しています。これから対象となる人に関しては、次のとおり発送します。

追加接種 2回目接種完了日から6か月が経過する頃に合わせて順次発送しています。

小児の接種 5歳になる誕生月の前月に発送します。

※初回接種を「職域接種」で受けた人は、追加接種の接種券送付が遅れることがあります。接種券が届かない場合はコールセンターまでお問い合わせください。

※他市町村から交野市への転入者で接種を希望する人は接種券の発行申請が必要です。

▶予約方法

予約サイト(24時間受付) <https://katano-city.vaccine-reservation.jp/>



コールセンター 0120-052-517 (フリーダイヤル 9:00～18:00 日・祝を除く)

小児(5～11歳)の接種に関するQ&A (厚生労働省ホームページより抜粋)



Q なぜ小児の接種が必要なのですか。

A 小児にも中等症や重症の事例が確認されており、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされています。また、今後さまざまな変異株が流行することも想定されるため、小児を対象にワクチン接種を進めることとされました。

Q 小児の接種にはどのような副反応がありますか。

A 12歳以上と同様に、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、さまざまな症状が確認されていますが、ほとんどが軽度または中等度であり回復していること、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。

交野市でのワクチン接種に関する情報やお問い合わせ

交野市ホームページ

交野市 コロナワクチン



交野市新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-052-517 (日・祝を除く9:00～18:00)

✉yoyaku@katanocity.jp

聴覚障がい者専用相談窓口(FAX) ☎050-3457-4766

交野市新型コロナウイルスワクチン接種対策室☎893-2111

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯への臨時特別給付金

☎臨時特別給付金推進室☎0120-092-191

令和3年1月以降、コロナ禍の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった家計急変世帯への臨時特別給付金の申請を受付中です。ただし、次に該当する世帯は対象外です。

▶住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯

▶すでに令和3年度住民税均等割非課税世帯の臨時特別給付金を受給した世帯

▶他市で臨時特別給付金を受給した世帯に属していた人を含む世帯

給付額 1世帯あたり10万円

申請書の配布 市ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2021122700096/>)、臨時特別給付金推進室、福祉総務課、子育て支援課、社会福祉協議会

※郵送希望の場合は臨時特別給付金推進室までご連絡ください。

申請期限 9/30(金)

申請方法 申請書に必要事項を記入し、収入額が確認できる書類等を添えて臨時特別給付金推進室へ郵送

「住民税均等割が非課税相当の水準以下」の判定方法

▶令和3年1月以降の任意の1か月の収入(給与、事業、不動産、年金)を年収に換算(×12)して判定します。収入で要件を満たさない場合は1年間の所得で判定します。令和3年分の所得は、世帯全員それぞれの令和3年分の確定申告書等により判定します。

・非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので下表をご覧ください。

・令和3年12月11日以降に同一住所で世帯分離した場合は同一世帯とみなします。

扶養している配偶者・扶養親族の合計人数	0人	1人	2人	3人	4人
限度額(収入額)〈単位:万円〉	100	156	205.7	255.7	305.7
限度額(所得額)〈単位:万円〉	45	101	136	171	206

※障がい者・寡婦・ひとり親・未成年者で、扶養人数が0または1人の場合は、収入額204.3万円、所得額135万円が限度額となり、扶養人数が2人以上の場合は、上表が限度額となります。

子育て世帯(離婚家庭・海外帰国者等の人)への臨時特別給付金(支援給付金)

☎臨時特別給付金推進室☎0120-092-191

コロナ禍の長期化により影響を受けている子育て世帯のうち、児童を養育しているにもかかわらず、離婚等で給付金を受け取れない養育者に支給ができるよう、制度が見直されました。

対象 令和3年度子育て世帯への給付金の受給者の配偶者であったが、離婚等によって、次の①～③に該当する人

①令和3年9月分の児童手当(本則給付)の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当(本則給付)の受給者になった

②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点で高校生等を養育している

③その他上記に準ずる人(DV特例の手続きを行っておらず給付金の支給先が変更されていない場合や、令和3年9月以降に海外から帰国し、児童手当の受給者となった場合)

※所得制限があります。

給付額 対象児童1人につき10万円

※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていた場合等はその額を差し引いた額。

申請期限 4/20(水)

申請方法 申請書(市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入して添付書類とともに郵送。

<https://www.city.katano.osaka.jp/corona/2022022500014/>